

別 表

○安全管理の対象、項目等

1 学校環境の安全管理

- (1) 校舎内・園舎内の安全管理
- (2) 校舎外・園舎外の安全管理
- (3) 防災に関わる安全管理
- (4) 防犯（児童生徒等の安全確保）に関わる安全管理

2 学校生活の安全管理

- (1) 休み時間
- (2) 各教科等の学習時間
- (3) 校外活動・園外保育、クラブ活動等・学校行事の活動等
- (4) 学校給食の時間
- (5) 清掃活動等作業時

3 通学の安全管理

- (1) 通学路の設定（通学路の条件）
- (2) 通学路の安全確保（安全確保のための方策）
- (3) 自転車、二輪車、自動車（定時制高校等における）通学の安全確保上の留意点

安全管理の対象、項目等

1 学校環境の安全管理

(1) 校舎内・園舎内の安全管理

対 象	項 目
教室・保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の破損、整理状態 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・電源や電気製品等の安全 ・床や腰板の状態（滑りやすさ、破損など） ・くぎやびょうなどの突起物 ・教室の窓枠・ガラス等の破損 ・窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 ・出入口の扉における危険の有無 ・戸棚、ロッカーの転倒・移動防止の有無 ・机、戸棚、その他の備品の配置 ・机、いすの破損 ・施錠、錠の故障の有無 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。 ※地震による転倒防止については、「(3) 防災に関わる安全管理」を参照。</p>
廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下の窓枠・ガラス等の破損 ・フェンスの破損や劣化 ・廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品の有無 ・雨天時の滑りやすさ ・飛び出しや衝突しやすい場所での注意 ・廊下の手洗い台の窓の開閉の確認 など <p>※よく使われるので、状態の変化に留意する。 ※多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性や、周囲の危険物の有無にも留意する。</p>
便所、水飲み場	<ul style="list-style-type: none"> ・滑りやすさ（水飲み場、洗口場、手洗い場など） ・ドアの開閉、水飲み場の高さ など
屋上、バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・フェンスの高さ、足がかりの有無 ・床やフェンス、トップライト（天窗）などの破損や劣化 ・出入口の施錠 など <p>※使用状況に応じて管理する。</p>
学校給食の調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設や設備等の危険性（事故防止、火災防止などの観点から） ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・電源や電気製品・ガスなどの安全 など <p>※衛生管理担当者と連携して行う。</p>
特別教室など（理科室、技術室、家庭科室、美術室、パソコンルーム、保健室、図書室）	<ul style="list-style-type: none"> ・実験用、実習用の薬品や危険物の保管・管理・廃棄方法 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・保健室の薬品の保管・管理・廃棄方法 ・ガス、火気（バーナー）などの安全装置の作動性 ・危険標識等の整備 ・刃物類の管理 ・ガラス片の散乱等 ・出入口の施錠 ・災害用備蓄物の管理 ・パソコン利用に関わる情報の管理 ・電源や電気製品等の安全と保守点検の仕方 ・図書室の本棚や窓からの転落の予防措置 など <p>※一般教室に準じた安全管理にも留意する。</p>
体育館・遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館の天井のひび割れや照明器具の変形等の異常 ・エアコン等による温度管理（熱中症等予防のため） ・床板や壁面（ステージを含む）の破損 ・電源等の安全 ・体育施設や体育用具の破損や劣化 ・机、テーブル、いすなど備品の破損 ・大型遊具、楽器等の整理状態 ・ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態など） ・取付け口や固定口の破損や劣化 ・時計、照明器具、スピーカー等の落下防止 など
校舎・園舎等の外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の外壁や庇の亀裂や剥落の危険性 ・表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 ・雨どいの破損 など

※点検には「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」を参考。

別 表

(2) 校舎外・園舎外の安全管理

対 象	項 目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂場における危険物の有無 ・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 ・ 地面の勾配や凹凸 ・ 地面の排水状態 ・ 危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無 ・ ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化 ・ 部外者や動物の進入の有無 ・ 植生（目の高さの枝） など <p>※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。</p>
遊具、体育等の固定施設・移動施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具・固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化など ・ 移動施設：サッカー、バスケットボール、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響 ・ 突起物・突出物への配慮 など <p>※移動施設は、移動後の固定状況についても点検する。 ※「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」（国土交通省）を参考。</p>
運動用具等の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫や用具室の整理・整とん ・ 倉庫の施錠、錠の故障、かぎの管理 ・ 石灰の保管状況や取扱い方 ・ 用器具等の保管状況や利用法 ・ 児童生徒等の出入りの管理 など <p>※用具の撤収や収納の際のけがにも留意する。 ※石灰による角膜損傷や目につきにくい倉庫内でのけがにも留意する。</p>
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 ・ 浄化・消毒装置、シャワー、洗眼器などの利用法 ・ プールへの危険物や異物などの混入 ・ プールの排（環）水口の蓋等の固定 ・ プールサイドやプール周辺の危険性（床面の熱さや滑りやすさ） ・ 出入口等の施錠 ・ プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 ・ 連絡用電話の接続状況 など
足洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗い場における危険物の有無 ・ 周囲における障害物の有無 ・ 滑りやすさ ・ 排水状態 など <p>※多数の児童生徒等が同時に使用することによる危険性に留意する。</p>
農場、飼育場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の壁、板面の破損や劣化 ・ 柵やフェンスの破損や劣化 ・ 農機具等の整備 ・ 飼育場や倉庫の整理・整とん ・ 出入口等の施錠 など

(3) 防災に関わる安全管理

対 象	項 目
避難関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路における障害物の有無 ・ 防火用水、消火器、消火栓、防火シャッター、防火用扉などの作動性 ・ 防災施設や設備等の周辺の障害物の有無 ・ 自動火災報知設備や緊急放送設備などの作動性 ・ 通電火災等を防止するため避難時に操作するブレーカーの位置の確認 ・ 避難器具の点検 ・ 非常口の明示 ・ 発火しやすい薬品や灯油の安全な保管 ・ 災害の状況、避難方法、避難経路等に関する関係機関との連絡体制、連絡機能 ・ 停電時の備え（ラジオ、メガホン等） など ※防火用水での水の事故、防火用扉・防火シャッターの誤動作などの危険性に留意する。 ※教職員が設備や器具を操作できるようにする。必要時には、点検等に校外の専門家・団体に、協力を求める。
転倒、落下等の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸棚、テレビ、パソコン、ピアノ、工作機械、実験器具、時計、掲示物、置物など ・ 廊下：棚、掲示物、額 など ※施設や器具等の転倒・落下防止のための固定状況に留意する。

(4) 防犯（児童生徒等の安全確保）に関わる安全管理

ア 学校において取り組むべきこと

対 象	項 目
日常の安全確保	<p>[教職員の共通理解と校内体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚 ・ 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備 ・ 登下校時を含めた校門の門扉の安全確認 など <p>[来訪者の確認]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 ・ 敷地や校舎への入口等の管理 ・ 来訪者への声かけや名札等による識別 など <p>[不審者情報に係る関係機関等との連携]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携、近接する学校等間の情報提供体制の整備 など <p>[始業前や放課後等における安全確保の体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 始業前や放課後等における教職員の校内巡回等の実施 など <p>[授業中や昼休み等における安全確保の体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業中や昼休み等における教職員の校内巡回等の実施 など <p>[校外学習や学校行事における安全確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 ・ 児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 ・ 緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 など <p>[安全に配慮した学校開放]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放部分と非開放部分との区別の明確化と不審者の侵入防止策（施錠等）の実施 ・ 保護者や地域住民による学校支援の安全ボランティア等の積極的な協力の推進 ・ 地域学校安全委員会の設置と充実 など <p>[学校施設面における安全確保]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 ・ 警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 ・ 電源や電気製品等の安全 ・ 死角の原因となる立木等の障害物の有無、隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 など

別 表

対 象	項 目
緊急時の安全確保	<p>[不審者情報がある場合の連絡等の体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察へのパトロール等の要請など速やかな連携 ・ 緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 ・ 保護者や地域住民、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 など <p>[不審者の侵入など緊急時の体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 ・ 警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報・連絡体制の整備 ・ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や児童生徒等の避難訓練等の実施 ・ 警備員等を配置している場合、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 など <p>[緊急時の安全確保の対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた、チェックや対応 など

イ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきこと

対 象	項 目
日常の安全確保	<p>[家庭への働きかけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達、危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話合い など <p>[学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得た上での、学区内の危険箇所の点検や「声かけ運動」等の取組 など <p>[登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下での巡回指導等の取組の実施 ・ 「子供 110 番の家」等の地域のボランティアの体制の整備・充実 など
緊急時の安全確保	<p>[不審者の情報がある場合の取組体制の整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体の協力を得た上での、各家庭への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導、集団登下校への同伴などの取組体制の整備 ・ 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備 など

2 学校生活の安全管理

(1) 休み時間

対 象	項 目
校舎内での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊具や施設の安全な利用法 ・ 遊び等における行動の危険性 ・ 児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性 ・ (禁止されている物や危険な物の使用) など
運動場・園庭、体育館等での活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼育動物の安全な扱い方 ・ 光化学スモッグや熱中症等の予防 ・ 運動や遊びの種類と場所の危険性 ・ 球技場所の制限 ・ 運動や遊びをしている児童生徒等と他の児童生徒等との間の危険性 ・ 休み時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 ・ 人目につきにくい場所での児童生徒等の行動 ・ 新しく流行している遊びの危険性 ・ 危険な動物・植物(うるし等)への注意 など
運動場・園庭、体育館等での固定施設・移動施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用の仕方の危険性(無理な利用、誤った利用) ・ 固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 など
粗暴な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 ・ 粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力の前兆の有無 ・ 発生時の対応策 など

(2) 各教科等の学習時間

対 象	項 目
始業前・学習前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・ 児童生徒等などの服装 ・ 学習中に予想される危険に対する準備(予防策、発生時の対処策、児童生徒等への周知)など
施設・用具などの使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、用具、教材・教具の整備 ・ 施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 ・ 施設や用具等の扱い方における危険性 ・ 電源や電気製品等の安全など
個別的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 ・ 当日の心身の健康状態や情緒の安定に対する配慮 など

(3) 校外活動・園外保育、クラブ活動等・学校行事の活動等

対 象	項 目
一般的安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動場所やその経路に関する事前の实地調査 ・ 校外活動における道中での児童生徒等の行動 ・ 参加した児童生徒等の人数の把握 ・ 学年、体力、技術等に差がある児童生徒等がともに活動することの無理や危険性 ・ 児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮(最低限の管理の徹底、児童生徒等の自己管理の活用等) など
状況に応じた安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動の場所、時刻・時間等における無理や危険性 ・ 児童生徒等の心身の健康状態の把握 ・ 自然環境の状態の把握(天候、温度、湿度、明るさ等:傷害防止及び光化学スモッグによる健康被害や熱中症の防止の観点から) ・ 活動している児童生徒等同士の間の危険性 など

別 表

(4) 学校給食の時間

対 象	項 目
準備時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検食による異物等の確認 ・ アレルギー対応の確認(名前と除去食・代替品) ・ 食物アレルギーについての情報共有 ・ 給食当番の服装 など
調理室からの受け渡し時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理室の窓口前における危険の有無など ・ アレルギー対応の確認(名前と除去食・代替品) ・ 食缶、食器の受渡し、コンテナ移動などの際の危険の有無 など
運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬の方法における危険の有無 ・ 運搬の経路における危険の有無 など
配膳時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配膳時の取扱い(アレルギー対応の確認)など
食事時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誤嚥や異物等の誤飲 など

(5) 清掃活動等作業時

対 象	項 目
作業者の行動など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びやふざけ等の危険な行動の有無 ・ 道具や用具の使い方(洗剤なども) ・ 作業時の服装 ・ 肥料や薬剤の扱い方(換気なども含む) ・ 作業の方法や手順などにおける危険の有無 など
場や周囲との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業している場所及びその周辺の危険性の有無 ・ 作業している児童生徒等同士の間の危険性 など

3 通学の安全管理

(1) 通学路の設定（通学路の条件）

対 象	項 目
交通安全の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路横断の回数が少ない ・ 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等の誘導が行われたりしている ・ 横断箇所に駐車車両や渋滞車両がない ・ できるだけ歩車道の区別がある ・ 歩車道の区別がない場合、交通量（自転車も含む）が多い、車両の走行スピードが速い、大型車両の往来がある、路側帯が狭い（通行する児童生徒等と車両が接近する）などの道路は避ける ・ 遮断機のない無人踏切を避ける ・ 見通しが悪い、頻繁に車両が右左折する、車両の複雑な動きがある交差点は避ける ・ 沿道施設へ出入りする車両が、歩道や路側帯を横切る箇所はできるだけ避ける ・ 交通事故が頻繁に発生している道路、重大な交通事故の発生が想定される道路や交差点は避ける ・ ガードレールが未整備の歩道は避ける ・ 交差点で右折する自動車、左折する自動車に歩行者が巻き込まれないよう、右折・左折専用の信号機が設置されている ・ 登下校の時間帯にごみ収集車や荷物搬入の大型車両など、特定の車両の出入りや通行量が増加する場所は避ける ・ 安全に待機できるスペースが確保されていない交差点は避ける ・ 歩車道の区別がなく、時間帯、天候などにより駐車車両の縦列が予想される道路は避ける
生活安全の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に不審者が出没した箇所、あるいはその可能性が高い箇所は避ける ・ 人通りの少ない、街路灯が設置されていない道路は避ける ・ 近くに廃屋がある、不審な駐車車両が頻繁に停車している道路は避ける ・ 警察や地域住民等から、犯罪が起こる可能性が高いと指摘された箇所は避ける ・ 緊急時に児童生徒等が駆け込める「子供110番の家」「コンビニエンスストア」等が複数存在する道路を選ぶ ・ 防犯カメラなど防犯設備が整備された道路を選ぶ ・ 地下道は避ける ・ 季節の変化により植物等が繁茂することで死角が発生する可能性の高い箇所は避ける
災害安全の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大雨時に氾濫が想定されている河川や用水路沿いの道路は避ける ・ 地震発生時に、ブロック塀の倒壊、外壁の落下等が想定される道路は避ける ・ 大雨や地震発生時に、土砂崩れ等の災害が想定されている箇所は避ける ・ その他、災害発生時に被害が想定される箇所は避ける

(2) 通学路の安全確保（安全確保のための方策）

対 象	項 目
全てに関わる方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒等一人一人の通学方法を把握する ・ 集団登下校における集合場所の危険性を日常的に確認する ・ 集団で登下校する適切な人数構成などについて、児童生徒等や地域の実態を踏まえ年度が始まる前に協議する ・ 学校行事や部活動等で登下校の時刻が変更された場合、見守り体制の連携など保護者、地域と情報共有するなど児童生徒等の安全確保（交通事情や防犯等への配慮）について慎重に検討する ・ 関係機関、専門家、保護者、地域関係者等が加わる地域の連携の場（通学路安全推進協議会、地域学校安全委員会、学校安全委員会など）を設置し、通学路の安全性を点検し、改善方策を協議する組織体制を整える ・ 定期的に、あるいは必要に応じて（障害物の放置、工事状況、催し物の実施等）、通学路を実際に歩くことで点検をする ・ 交通量の多い地域での対処（登校時間帯における車両進入禁止区分等の設定）について事前に協議する ・ 交通安全、防犯、防災の視点から、通学路の危険箇所を抽出する。その際、教職員、児童生徒等、保護者、地域から提供される情報や、過去の事件事故災害等の情報を参考にする ・ 教職員、児童生徒等、保護者、地域関係者が協力して、危険箇所を示したハザードマップを作成し、安全管理・安全教育に活用する ・ 危険箇所の具体的な状況を分析することで、事件・事故、災害により起こり得る被害を想定し、関係行政機関を含め関係者間で情報共有するとともに改善方策を提案する ・ 危険箇所の分析に基づき、又は児童生徒等の実情に応じて、通学路の変更等の対応をとる ・ 必要に応じて、児童生徒等へ登下校の指導を行い、注意を喚起する ・ 危険箇所については、保護者へ情報提供するとともに、児童生徒等にも周知する ・ 特に危険な箇所では、警察官、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者等による誘導、指示、巡回を行うとともに、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する ・ 児童生徒等に対して自己管理の下、安全に行動することを周知徹底する ・ 就学初年度早期に交通安全に関わる指導を実践する
交通安全に関わる方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の標示や標識、注意喚起や安全行動を促す標示類を適切な箇所に設置する ・ 場所や状況により交通規制を要請する ・ 道路の新設等で、通学環境が変わる場合、事前に交通事故の危険性をアセスメントし、対応策を講じる ・ 警察からの交通事故に関する情報（発生箇所、事故状況など）を適宜入手し、安全管理・安全教育に活用する ・ 定期的に児童生徒等の通学の様子を観察し、環境改善や安全指導上の課題を抽出する ・ 万一、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になった場合の危機管理体制を整えておく ・ 万一、児童生徒等が交通事故の被害者・加害者になった場合の対処について、児童生徒等に対して指導する（警察への通報、相手車両ナンバーの把握など） ・ 自家用車で子供を送迎する保護者へ、児童生徒等の安全確保について協力を依頼する

対 象	項 目
防犯に関わる方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の緊急の際の避難場所となる「子供 110 番の家」等の役割や場所について児童生徒等へ事前に周知する ・ 登下校時等の緊急事態発生 of 具体的な対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）について、児童生徒等に指導する ・ 不審者情報が入った場合は、早急に関係者間で共有するとともに、保護者や児童生徒等に対しても情報を周知する ・ 防犯上の緊急事態が発生した場合の登下校の対応について、危機管理体制を整えておく ・ スクールバス利用時も家からバス停までの区間（一人になる場面）の安全についても確認する
防災に関わる方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報や災害情報を入手する ・ 地震、津波、大雨（雪）、洪水、土砂崩れ、噴火などによる災害発生時の登下校の状況に応じた対応（臨時休校、保護者の同伴登下校、教職員の引率、登下校時刻や通学順路の変更など）について、危機管理体制を整えておく ・ ハザードマップを参考に、通学路の防災上の危険箇所を把握しておき、緊急時の登下校の判断、引渡し、バス送迎等の対応について体制を整えておく ・ 登下校中に大地震が発生した場合の適切な対応について、事前にシミュレーションするなどして児童生徒等と確認しておく
登下校中の交通機関利用に関わる方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス、電車等の利用者に対する安全確保に努める適切な行動について周知する ・ また、特に高齢者、幼児、障害のある人へ配慮することも周知する ・ 乗降時や乗車中、降車後の横断や移動など安全行動について事前に指導学習をする

（3）自転車、二輪車、自動車（定時制高校等における）通学の安全確保上の留意点

対 象	項 目
通学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車、二輪車、自動車通学に関するきまり等の設定を明確にして周知する
点検、駐車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登下校時の歩行者と車両（自転車、二輪車、自動車）の混雑や交錯（駐車場や経路等の調整）について注意喚起する ・ 定期的な点検と不良箇所の修理を指示する ・ 車両（自転車、二輪車、自動車）置き場の使用法（使用場所や禁止場所の遵守、整理など）について周知する
登下校中における乗車時の行動	<p>交通規則を遵守することを周知する上で、通学中の状況により特に周知、注意喚起が必要とされる主な項目</p> <p><共通項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全運転の励行（スピード抑制、交差点での安全確認など）を徹底する ・ 悪天候、濃霧、薄暮などの交通環境の変化に対処した安全な走行を心掛けるよう注意喚起をする ・ 歩行者、特に高齢者、幼児、障害のある人、及び自転車、他の車両などへの配慮と安全確保に努めるよう周知する <p><自転車通学></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメットの着用を周知する ・ 雨天時の服装（雨具の着用、傘さし運転の禁止）を周知する ・ 防犯登録、保険への加入状況を確認する ・ 降雪時・降雪後の運転の禁止 ・ 交通法規・自転車安全利用五則を遵守することを周知する（左側通行、歩行者優先、無灯火や二人乗りの禁止等） <p><二輪車、自動車通学></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヘルメットやシートベルトの着用を周知する ・ 保険への加入を確認する ・ 交通法規を遵守することを周知する